平成２１年（フ）第６７８号
静岡県浜松市中区中島１丁目33番５号　メゾンド中島302号、前住所静岡県磐田市見付227番地12
債務者　中原　誠治
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６９３号
静岡県浜松市浜北区中条1321番地の３
債務者　鈴木ふみ子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６９７号
静岡県浜松市中区富塚町919番地の43
債務者　荒井　光生
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６９９号
静岡県浜名郡新居町新居3380番地の525
債務者　柴田みさ子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第９１７８号
大阪府大東市朋来２丁目28番504号
債務者　加藤　博美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８３５号
大阪府東大阪市横枕西４－６　サンライフ北野201、住民票上の住所大阪府枚方市藤阪東町４丁目４番１号
債務者　河野　晋也
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００７９号
大阪府吹田市春日１丁目７番22号
債務者　海崎　泰弘
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１６号
長崎県佐世保市栄町１番５号　エクセレンス鴨川702号、旧住所長崎県佐世保市山県町２番20号　町田ビル４－Ｂ
債務者　高増　弘文
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後１時30分
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３５６号
長崎県佐世保市中原町10番20号
債務者　武富　有子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
長崎県西海市大島町1876番地５
債務者　原口　国子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
長崎県北松浦郡佐々町小浦免870番地15
債務者　北川華代子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３６９号
長崎県佐世保市大潟町17番地
債務者　山道　美保（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
長崎県佐世保市吉井町直谷1166番地８　ダイヤコーポ２、旧住所長崎県大村市竹松町705番地１　カルフールレジデンス305
債務者　坂井　勝一
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
長崎県佐世保市相浦町901番地３　フドー．ザ．キュービック304号
債務者　大戸　純子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
長崎県佐世保市戸尾町19番44号
債務者　秋永　昌信
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後３時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
長崎県佐世保市長坂町498番地、旧住所長崎県佐世保市長坂町662番地52
債務者　諸岡　　章
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係